

②認定産業医等の単位取得の各種手続きは、MAMIS（マミス・医師会会員情報システム）のマイページの登録が必要となります。登録は[こちら](#)からお願いします。

【MAMISの登録に関してのお問い合わせ先】

○医師会会員情報システム運営事務局

電話番号 0120-110-030

平日 10:00～18:00（土日祝、年末年始を除く平日）

お問い合わせフォーム <https://mamis.med.or.jp/contact/>

2. 当センターの定期相談窓口のご案内

経験豊富な産業保健相談員による相談窓口を開設しています！！化学物質管理、メンタルヘルス対策など、一度相談してみませんか。電話相談、当センター事務所への来所（要予約）による相談も可能です。

（1）4月の開設日

○産業保健相談員（労働衛生工学）

高倉敏行（高倉労働衛生コンサルタント事務所 代表）

・4月24日（金） 14:00～17:00

○産業保健相談員（労働衛生工学）

西村富夫（西村労働安全衛生コンサルタント事務所 所長）

・4月10日（金）13:00～16:00

○産業保健相談員（カウンセリング）

家永佐智子（産業カウンセラー・保健師）

・4月21日（火） 14:00～17:00

・4月28日（火） 13:00～16:00

3. 「治療と仕事の両立支援」定期出張相談窓口のご案内

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立を支援するため、下記の医療機関にて出張相談窓口を定期開設しています。事業主の方、労働者ご本人、ご家族の方など、さまざまなお立場からのご相談に対応しておりますので、お困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。※当センターHPの両立支援コーナーは[こちら](#)

（1）4月の出張相談窓口

・佐賀大学医学部附属病院 17日（金）11:30～13:30（第3金曜日）

- ・佐賀県医療センター好生館 16日（木）11：00-14：00（第3木曜日）
- ・唐津赤十字病院 8日（水）11：00-13：00（第2水曜日）
- ・嬉野医療センター 9日（木）11：00-13：00（第2木曜日）

4. 厚生労働省・佐賀労働局等からのお知らせ

【厚生労働省からのお知らせ】

（1）小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルが公表されました

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法による、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）を踏まえ、「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」（座長：川上憲人 東京大学大学院医学系研究科デジタルメンタルヘルス講座特任教授）において、労働者数50人未満の小規模事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法等についてのマニュアルを作成いたしましたので、公表いたします。[「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」はこちら](#)

（2）治療と就業の両立支援指針が公表されました

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から職場における治療と就業の両立支援の取組が事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）は、労働施策総合推進法第27条の3の規定に基づき、疾病を抱える労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものです。

[「治療と就業の両立支援指針」はこちら](#)

（3）高年齢者の労働災害防止のための指針が公表されました

令和8年2月10日に厚生労働省より、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関する指針が公表されました。[「高年齢者の労働災害防止のための指針」はこちら](#)

(4) 「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を公表します

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」（座長：高田礼子 聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授）の報告書において、女性の健康課題に関する項目については、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）に係る質問を追加することが適当であり、厚生労働省において、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者を繋ぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアル等に示すこととされたところ、今般、当該マニュアルを作成いたしましたので、公表いたします。[実施マニュアルはこちら](#)

(5) 3月は自殺対策強化月間です

毎年3月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施しています。昨年の自殺者数は、暫定値ではありますが、総数が19,097人と令和6年の確定値と比べ1,223人減少し、このまま人数が確定した場合、統計開始（1978（昭和53）年）以降で初めて2万人を下回り、最少の数値となります。一方、小中高生の自殺者数は532人と令和6年の確定値と比べ3人増加となり、このまま人数が確定した場合、統計のある1980（昭和55）年以降で、最多の数値となり深刻な状況となっています。自殺対策強化月間では、電話やSNSによる相談支援体制の拡充や、主に中高年層に向けて、ポスターや動画等による相談の呼びかけなど、集中的な啓発活動を実施します。[厚労省報道発表資料はこちら](#)

【労働者健康安全機構からのお知らせ】

- (1) 「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」をご活用ください
当機構では、治療就労両立支援センター・治療就労両立支援部が中心となって、全ての疾病を対象とした治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。当マニュアルは、医療従事者や企業の人事・労務担当者、産業保健スタッフの方々にも両立支援の基本的な取組方法をご理解いただけるように構成され、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとしても活用されていますので是非ご活用ください。[「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」はこちら](#)

5. 編集後記

今月もメルマガをお読みいただき、誠にありがとうございました。

佐賀県の県鳥として親しまれている「カササギ」。

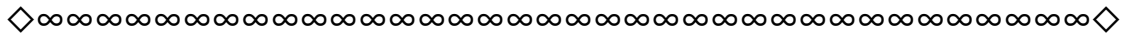
佐賀の空を見上げると、かつては当たり前のようにその姿を見かけた記憶のある方も多いのではないのでしょうか。電柱の上に大きな巣を作り、白と黒の羽を広げて飛ぶ姿は、佐賀の風景の一つでもありました。佐賀では「かちがらす」とも呼ばれ、どこか身近で親しみのある鳥です。

しかし、佐賀平野では2010年代に急激に減少したと最近ニュースで報じられていました。私自身もほとんど見かけなくなったように感じます。減少の背景には、都市化による環境の変化、電柱の構造の変化、樹木の減少など、様々な要因が重なり、生息環境が変わりつつあることが指摘されています。私たちの身近な自然の変化は、静かに、しかし確実に進んでいるのかもしれない。

こうした「静かな変化」は、働く環境にも通じるものがあります。労働災害やメンタルヘルスの不調は、突然起こるものではなく、職場環境が少しずつ変化していく中で、私たちの感覚だけが「以前のまま」に留まり、点検の形骸化や注意喚起が聞き流される時に生じやすくなります。「何も起きてないこと」は必ずしも安全を意味するとは限りません。設備の老朽化や働く人の年齢構成の変化など、職場環境も時間とともに変化し続けています。

だからこそ、いち早くこうした変化に気づき、情報共有し、対策を更新し続けることが重要になってきます。安全衛生の取り組みや健康づくりの取組は一度整えれば終わるものではありません。静かな変化に目を向け、見直しを行い、更新していく姿勢が求められます。私たち産業保健総合支援センターも、皆さまのニーズや働き方の変化などを捉えながら、柔軟に支援の形を変えていくことが求められています。

4月から新年度を迎えます。私たちも静かな変化に目を向けながら、皆さまとともにより良い職場環境づくりを考えていければ幸いです。季節の変わり目ですので、どうぞ体調に気をつけてお過ごしください。余談ですが、当センターのメールマガジンの正式名称、実は「かささぎメールマガジン」です。4月から「かささぎメールマガジン」でお届けします。



★佐賀産業保健総合支援センターでは、産業医や事業場の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。産業医学・労働衛生工学等各専門分野の相談員等が対応し、問題解決に向けた助言をさせていただきます。
特に職場の労働衛生環境については実地を拝見しての改善アドバイスも行っております。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

★メルマガ変更・配信中止のご通知は、「メルマガメールアドレス変更」または「メルマガ配信中止」と件名にご記載の上、sanpo41-8@sagas.johas.go.jp にメールを送信してください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4階
TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887
●ホームページ <https://www.sagas.johas.go.jp/>
●Eメール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

